

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 9 月 7 日
【会社名】	株式会社トップカルチャー
【英訳名】	TOP CULTURE Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 清水 大輔
【本店の所在の場所】	新潟県新潟市西区小針 4 丁目 9 番 1 号
【電話番号】	(025) 232 - 0008
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長兼管理本部長 吉田 勝一
【最寄りの連絡場所】	新潟県新潟市西区小針 4 丁目 9 番 1 号
【電話番号】	(025) 232 - 0008
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長兼管理本部長 吉田 勝一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2026年8月25日開催の当社取締役会決議及び2026年8月31日付のA種優先株主による取得請求権の行使に伴い、A種優先株式15,000株のうち、3,000株を普通株式を対価として、12,000株を金銭を対価として取得し、A種優先株式15,000株の全てを消却いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称
株式会社D a I

(2) 当該異動前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

所有議決権の数

異動前： - 個

異動後：17,581個

総株主の議決権に対する割合

異動前： - %

異動後：10.12%

(注) 異動後の総株主の議決権の数は、2026年8月31日現在の発行済普通株式総数(17,972,552株)から議決権を有しない株式数(611,652株)を控除した総株主の議決権の数(173,609個)を基準として算出しております。

(3) 当該異動の年月日

2026年8月31日

(4) 当該異動が生じた経緯及び理由

当社が発行するA種優先株式について、A種優先株主より、A種優先株式15,000株のうち、3,000株について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、当社は当該A種優先株式の取得対価として当社普通株式を交付いたしました。これにより、当該株主の所有する議決権の割合が増加し、新たに当社の主要株主に該当することとなったためであります。

(5) 本臨時報告書提出日現在の資本金及び発行済株式総数

資本金の額：100百万円

発行済株式総数：普通株式 1,758,152株

B種優先株式 6,000株

(注) 当社が発行するA種優先株式の全数を取得したことから、2026年8月25日開催の当社取締役会決議に基づき、会社法第178条の規定に伴い取得したA種優先株式15,000株の全数を2026年8月31日付で消却いたしました。